



非上場企業における新リース会計準則の適用開始

中国における「企業会計準則 21 号-リース」(以下、新リース会計準則)は、2018 年 12 月 13 日に公表され、中国上場企業等においては 2019 年 1 月から既に適用開始となっていました。一方、多くの日系企業の子会社が該当する、非上場企業である中国法人の場合、2021 年 1 月 1 日から新リース会計準則が強制適用となっています。新リース会計準則はその起草段階から国際財務報告基準(以下、IFRS) 16 号との同等性を目的とすることが明記されており、短期リース及び少額リースを除く全ての賃貸借取引について使用权資産及びリース負債を認識しオンバランスすることが求められていることから、財務諸表に大きな影響を及ぼすことが想定されます。今回のニュースレターにおいては、新リース会計準則に沿った具体的な内容と簡単な具体例を記載いたします。なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。

1. リース契約の識別

契約締結時において、企業は当該契約がリースまたはリースを包含する契約か否かを評価しなければなりません。リースまたはリースを包含する契約の評価にあたっては、当該契約が一定期間にわたり契約者の一方に対して特定資産の支配権を譲渡し、対価を支払う契約または契約の一部である場合、当該契約はリースまたはリースを包含すると判断されます。

2. リース契約の分離

リースまたはリースを包含する契約について、新リース会計準則第 12 条に規定する簡便的な処理を除き¹、契約中のリース構成部分と非リース構成部分を区分して会計処理しなければなりません。具体的には、以下の条件を同時に満たす場合、使用权資産は独立したリース構成部分として計上されます。

- ① 借手がそれ単独でまたは借手が容易に利用可能な他の資源とともに組み合わせて便益を享受することができる。
- ② 当該資産が契約上の他の資産への依存性や相互関連性が高くない。

3. 短期リースと少額リース

短期リース及び少額リースの判定基準については、新リース会計準則第 31 条から第 34 条に以下のとおり定められています。

- ① 短期リースとは、リース開始日より起算してリース期間が 12 か月を超えないリース契約をいう。なお、購入選択権を有するリースについては短期リースには含まれない。
- ② 少額リースとは、単一のリース資産で全く新しい資産である場合にその価値が低いリース資産をいう。少額リースの判定にあたっては、その絶対価値のみに着目し、借手の規模や性質などその他の影響は受けない。また、少額リースであっても、借手が転貸もしくは転貸する予定のあるリース取引は、少額リースには含まれない。

¹ 第 12 条に規定する簡便的な処理とは、借手はリース構成部分と非リース構成部分を区別せずに、各リース構成部分及び非リース構成部分を単一のリース構成部分として会計処理することを選択することが出来る。但し、新企業会計準則第 22 号-金融商品に規定する組み込みデリバティブはこの限りではない。



<具体例> 借手の会計処理

20×1年1月1日、A社とB社は以下の条件のリース契約を締結した。

- ・ 対象資産：プラスチック成型機
- ・ リース期間：20×1年1月1日～20×3年12月31日、合計36か月
- ・ リース料：賃貸開始日から起算して、6か月毎の月末に280,000円を支払う。
- ・ 賃貸開始日の対象資産の公正価値（見積購入価額）は1,500,000円であり、リース料の割引現在価値合計より低い。
- ・ 契約書に定められた利率は3%であり、利息の計算利率は3.666%である。
- ・ 対象資産の見積耐用年数は10年、残存価額はゼロであり、定額法による償却方法を採用している。
- ・ リース期間の満期到来時、A社は対象資産を20,000円で一括購入できる選択権を有している。満期到来時における対象資産の見積公正価値は100,000円であり、購入選択権を行使することが想定される。

① 20×1年1月1日の仕訳

使用権資産 1,500,000 / リース負債 1,700,000

リース負債-利息相当額 200,000 /

※借方のリース負債は、備忘仕訳として両建て計上している。

② 20×1年6月30日の仕訳

リース負債 280,000 / 現預金 280,000

財務費用-リース利息 54,990 / リース負債-利息相当額 54,990

減価償却費 12,500 / 減価償却費累計額 12,500

※ 財務費用-リース利息54,990は、リース負債残高1,500,000（1,700,000-200,000）*計算利率3.666%で算定される。

※ 減価償却費は他の固定資産同様に月次で計上し、 $1,500,000 \div 120$ か月 = 12,500となる。

※ 以降半年毎のリース料の支払いと月次の減価償却費の計上に関する同様の仕訳が続き、20×3年12月31日においてリース負債残高はゼロとなる。

4. 実務上のポイント

- 新リース会計準則の適用初年度において、期首に既に存在する契約については、リース契約か否かの再評価を免除することが認められています。但し、その場合は財務諸表注記を行い、かつ全ての契約については一貫して同一の処理を行わなければなりません（新リース会計準則第60条）。
- 日本の親会社が日本基準で連結財務諸表を作成されており、在外子会社の財務諸表がIFRS又は米国会計基準に準拠して作成されている場合、当面の間、それらを連結決算手続上利用することができることとされています（企業会計基準委員会 実務対応報告18号）。日本側では、重要性の観点から中国子会社に対して従来の中国会計準則で容認していたケースも散見されますが、中国側においては日本の親会社の処理に関わらず、新リース会計準則に基づいた会計処理が求められますので注意が必要です。
- IFRS16号-リース6.5.3において、将来の業績または原資産の使用に連動する変動リース料については、リース資産及びリース負債の測定から除外される旨明記されていますが、日本の会計基準同様、中国の新リース会計準則においても変動リース料の規定は存在していないため、これまで同様にオフバランス処理することが可能と考えられます。



- ▶ 企業所得税法实施条例 47 条に基づき、実質的にファイナンスリース取引として取り扱われる使用権資産の減価償却費については、企業所得税法上の損金として費用計上することができます。

新リース会計準則の適用にあたっては、自社に存在する賃貸借取引に対する新リース会計準則の適用について早期に検討し、中国子会社の財務諸表及び連結決算上への影響を評価する必要があります。また、適用にあたっての社内の内部統制プロセスの見直しも必要になる可能性があります。

フェアコンサルティング中国

(正緯企業管理諮詢 (上海) 有限公司)

北京分公司 北京市朝陽区東三環北路甲 19 号楼 嘉盛 SOHO 10 層 A058 室 電話：+86-10-8524-0758 担当：粟村 (AWAMURA) 日本国公認会計士 hi.awamura@faircongrp.com	蘇州分公司 蘇州工業園區華池街 88 号 晉合広場 2 号 11 F 1176 室 電話：+86-512-8916-5176 担当：坂林 (SAKABAYASHI) mi.sakabayashi@faircongrp.com
上海総公司 上海市黄浦区茂名南路 58 号 花園飯店 (上海) 601 室 電話：+86-21-6473-5450 担当：上原 (UEHARA) 日本国公認会計士 ik.uehara@faircongrp.com	広州分公司 広州市天河区珠江新城珠江東路 12 号 高德置地冬広場 H 座 1501 室 V80 電話：+86-20-3268-9966 担当：古矢 (FURUYA) 日本国公認会計士 yo.furuya@faircongrp.com
深セン分公司 深圳市福田区深南大道 4019 号 航天大厦 A 座 610 室 電話：+86-755-8252-8290 担当：古矢 (FURUYA) 日本国公認会計士 yo.furuya@faircongrp.com	

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。